



第28回 2020 おきなわマラソン

交通規制ご協力をお願い



レース中は、ドライバーや沿道の住民・輸送関係の皆さまに大変ご迷惑をおかけします。警察官や大会役員の指示・案内標識等に従って交通規制へのご協力をお願いいたします。応援などでのコース路上の駐車は非常に危険ですのご遠慮ください。

2020年2月16日 第3日曜日 (雨天決行)

※ランナーのみなさんへ。交通規制時間は、ランナー走行の制限時間ではありません。

区間	交通規制時間	規制区間	交通規制時間
START 県総合運動公園 8:30~	8:30~11:15	泡瀬交差点	8:30~11:15
	9:00~11:00	イオン前	9:00~11:00
	9:10~11:30	与勝交差点	9:10~11:30
	9:20~12:00	大田交差点	9:20~12:00
	9:30~12:30	安慶名交差点	9:30~12:30
	9:40~12:45	柴野比交差点	9:40~12:45
	9:50~13:20	かりゆし園	9:50~13:20
	10:00~13:30	知花交差点	10:00~13:30
	10:00~13:30	池武当交差点	10:00~13:30
	10:00~13:50	第2ゲート入口	10:00~13:50
	10:15~14:15	第5ゲート入口	10:15~14:15
	10:20~14:30	球陽高校前	10:20~14:30
	10:20~14:30	交差点	10:20~14:30
	10:30~14:50	瑞慶覧交差点	10:30~14:50
	10:30~14:30	ライカム交差点	10:30~14:30
	10:30~15:00	石平交差点	10:30~15:00
	10:30~15:10	安谷屋交差点	10:30~15:10
GOAL 県総合運動公園 ~15:30	8:30~15:30	渡口交差点	8:30~15:30

レース中は長時間にわたり交通規制が行われ、ドライバーの皆様には大変ご迷惑をおかけしますが、一万人余の参加者の安全のため、ご理解ご協力をよろしくお願いいたします。

【お問い合わせ】おきなわマラソン実行委員会事務局 ☎938-0088 公式HPはコチラ

うるま市ラジオ広報番組 放送中!!

うるま市のゆいまーるラジオ FMうるま (周波数 86.8MHz) 『FMうるま情報局』の番組内で、「ラジオ広報うるま市役所だより」を放送中です。番組では市からのお知らせや各種イベントに関する情報、地域の話などを皆さまにお届けしています。お昼休みのひと時、少し耳を傾けてみませんか？

番組情報

番組名：うるま市役所だより
 放送時間：毎週月曜日～木曜日（祝日含む）正午～午後12時10分
 放送内容：(1) 市からのお知らせや各種イベントの情報、地域の話について
 (2) 市が実施している事業に関する取組状況について

FMうるまはスマホ専用アプリで聞くことができます！
 下記のQRコードからダウンロード！

Google Play で手に入れよう
 App Store からダウンロード

『FMうるま情報局』内では他にうるま市消本部、うるま警察署、石川警察署などからの情報を市民の皆様にお届けしております。
 番組情報はFMうるまスタッフブログにて!!!

FM URUMA 86.8 MHz
ゆいまーるラジオ
86.8MHz
 FMうるま 株式会社
 スタッフブログ: <http://fmuruma.com>

Q 20歳になりました。もう「加入」となっているんですか？
A 日本国内居住の20歳以上から60歳未満までの全員が対象で、法律で加入が義務づけられていますので、加入となっています。(在住の外国人も加入となります)



国民年金は、老後の年金のことだけではありません。病気やケガで、重い障害が残ったときなどにも、年金が支給されます。思いがけない人生の万一をサポートする「公的制度」です。

毎月の保険料の納め忘れのないよう、お気をつけ下さい。

年金だより
20歳から
国民年金保険料の納付が始まります。
 市民課 国民年金係 ☎973-5498

Q 保険料が払えない...
A 平成31年度(令和元年度)の保険料は、16,410円(月額)です。学生やフリーターの方など、収入が少ない方のために「納付の猶予・免除制度」がご用意されています。ただし、所得が法で定められた一定額以下の方が対象となります。

Q なにか手続きはありますか？
A 20歳になった方は、日本年金機構から国民年金に加入したことがお知らせが届きますので、大切に保管しておいて下さい。

ただし、すでにお勤め先での「厚生年金」に加入されている方は、除きます。

※お勤め先を「離職」された場合は、国民年金の加入の手続きをしなくてはなりません。その際は、うるま市役所の国民年金係、又はコザ年金事務所までお越しください。

Q 保険料が安くなる方法ありますか？
A 次のような口座振替での納付で、割引が出来ます。(申込必要) ・まとめて納めますと保険料が安くなります。 ・また、当月振替を利用するとさらにお安くなります。

Q 未納にしていたら...？
A 次のことが考えられます。 ・老後、国民年金の「老齢基礎年金」が受け取れない。または額が低い。 ・ケガなどで障害が残った場合、国民年金の「障害基礎年金」を受け取れない。 ・万が一お亡くなりになった場合、遺族は国民年金の「遺族基礎年金」がもらえない。

※この場合の「遺族」とは、「18歳未満の子」と「18歳未満の子がいる配偶者」です。

ただし、その子が障害等級1・2級の場合、その子が「20歳未満」まで対象です。

※「特別支給の老齢厚生年金」の受給

次の条件を、いずれも満たしていること。

- 「厚生年金」加入期間(共済組合期間を含む)が、通算1年以上ある方
- 「国民年金(老齢基礎年金)」の受給資格(10年以上)のある方
- 昭和36年(女性は昭和41年)4月1日以前の生まれであること。

この場合、60歳～65歳までの間、厚生年金を受給できる場合があります。(ただし支給開始年齢は、生年月日によって異なります。)

詳しくはコザ年金事務所へお問合せ下さい。☎933-2267

Q 「厚生年金」を受給しています。65歳からの「国民年金」も、もらえるの？
A 65歳からは、受給資格の要件を満たしている方は「厚生年金」「国民年金」が併せて受給されます。なお「特別支給の老齢厚生年金」の受給について、65歳から受給される「老齢国民年金」とは関係ありません。

65歳になる誕生月のはじめ頃、日本年金機構から、次の書類が届きます。「国民年金・厚生年金保険老齢給付金請求書」これに従い、新たに請求手続きが必要となります。

令和2年の新春交歓会(1月10日)と成人式(1月12日)は、石川体育館での開催となります！